

「こども性暴力防止法」施行について

2024 年 6 月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、2026 年 12 月 25 日に施行される予定です。

この法律により、教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、児童等への教育・保育等に関わる者（教員、実習生など）に対し、過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）が求められる可能性が有ります。

これに伴い、教職課程を履修する学生は、以下の留意点をご承知おきください。

1. 法の施行日(令和 8 年 12 月 25 日を予定)以降、実習の際に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります。
2. 特定性犯罪前科が確認された場合については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできません。実習を行えない場合、免許状の取得はできません。
3. 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
4. 本学として教職課程申請時および実習前に、同意書（犯罪事実確認に関する同意）および誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）を記入し、提出をしていただきます。

こども家庭庁 HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

問い合わせ：教務事務室教務課